

# 2023年度(令和5年度)社会福祉法人きそがわ福祉会 事業のまとめ

## 1. 昨今の社会状況と私たちの対応のまとめ

### ①新型コロナウイルス感染症対策、BCP(事業継続計画)等に関して

2020年1月に始まった新型コロナウイルス感染症は4年が経過し、2023年3月13日からマスク着用等の考え方を見直し、同年5月8日からは5類引き下げが実施されました。様々な活動において、一定の転換期とはなりましたが、当法人としては、一貫して以下の点に留意することにより感染防止と共に事業運営、事業継続を進めてきました。

#### ◆自主的予防の継続等について

・手洗い、消毒活動、3密の回避、マスクの着用、体温確認等の継続

#### ◆予防、事業継続、利用者関係者の人権を守る取り組みの継続について

・2023年度、一時休所とした場合の代替サービスへの公的支援が無くなったことによる法人全体の減収は約200万円。引き続き、当局へのはたらきかけの重要な課題となっています。新型コロナに限らず、インフルエンザや異常気象時等による休所となった場合も同様のことと思われます。

#### ◆これまでに培った工夫を実践や研修等に活かしていく事の継続について

・オンライン方式への関係者の精通が益々進展しました。状況に合わせたハイブリット方式、対面方式の導入にも適宜対応してきました。

#### ◆新型コロナウイルス感染症も含めた感染症対策、非常災害対策も含めたBCP(事業継続計画)の充実について

・2024年度から義務化となった部分に関して厚生労働省の指針に基づきBCPの作成の骨格の作成が進みました。その内容を土台として、研修や訓練を行い、各事業所で今以上に充実したBCPを作成していく必要があります。

### ②能登半島地震の被災者の方々への支援に関して

2024年1日1日午後4時過ぎに、石川県能登半島を中心とした震度7の地震が襲いました。多くの方々々が被災され、障害のある方々は、普通の暮らしを営んでいく上で、より「合理的配慮」が必要と思わの中で、現状を乗り越えるために頑張っておられる状況が伝えられています。そうした中で、法人としては、以下の取り組みを進めました。

◆きょうされん自然災害支援基金を通しての支援金の送金(継続取り組み中)。日本相談支援専門員協会を通しての支援金の送金。

◆愛知県知的障害者福祉協会を通して緊急の住居提供要請に対して多機能型簡易居室の提供申出。(県知的障害者福祉協会では別の住居確保が進み提供は不要となる)

### ③障害者総合支援法の見直し、報酬改定、その他の法改正等の国の動き、世界の動きに関して

#### ◆2024年度の報酬改定の状況について

・「生活介護」においては、今まで以上に細かい時間による単価設定が導入されたことにより、全体的な給付水準が引き下げられることとなりました。一方で、強度行動障害を有する利用者の支援や、手厚い職員体制を評価する加算が拡充されており、加算を確実に獲得出来る取り組みを進めている場合と、そうではない場合の格差が著しくなりそうです。

・「就労継続支援 B 型」においては、利用者に支払われる工賃(給料)により、公的給付費水準の格差が従来に増して強くなり成果主義的傾向は強まりました。一方で、手厚い職員体制による支援に対する公的給付費水準が増す、という考え方が新たに導入されました。

・「グループホーム」においては、全体的に基本単価が下げられた中で、サービス提供時間の実態に応じて格差がある公的給付費水準等が導入されました。一方で生活介護と同様、強度行動障害を有する利用者支援の加算の拡充や、病気など

で日中活動の場に行けずホームで過ごされた方へのホームでの支援は、従来は3日目からしか公的給付費の対象とならなかったことが1日目からの対象となりました。

・その他、「就労選択支援」という新しい制度が出来ました。その内容の学習を進めていき、さらに、制度全体の学習と共に、報酬改定により4月からの活動への影響がどのように推移していくかについて注視していく必要があります。

#### ◆優生保護法問題、天白養護学校虐待裁判に関して

##### 【優生保護法問題】

- ・戦後最大の人権侵害ともいわれている「旧優生保護法」に関して、全国各地で被害者の方々が国に対し賠償を求める裁判をおこす中、愛知でも一昨年に被害者である聴覚障害の長嶋恵子さん・長嶋啓一さん(当時仮名)ご夫婦が立ち上がり裁判が行われ、去る3月12日に名古屋地裁での判決がありました。
- ・そこでは、長嶋さん夫妻に対して、国は旧優生保護法のもとで強制不妊手術を行った、として国が長嶋さん夫妻に対して賠償金を支払う旨の判決が下されました。(国はその後控訴)
- ・今回の名古屋地裁の判決では「優生保護法は、憲法違反の法律だったにも関わらず、国は遺伝性の疾患等がある者は劣った者であり、増加すべきではない、という誤った認識が社会に広がり定着することを促進した。」と述べています。今年5月末の最高裁での判決に注視する必要があります。

##### 【天白養護学校虐待裁判】

- ・去る1月30日に7年来続いていた天白養護学校虐待裁判の名古屋地裁では、「画期的判決」となり、原告の方へ165万円の賠償をするよう、名古屋市に対して命じました。刑事事件では認定されなかった教諭による日常的な暴行のほか、他の教員や校長の対応の違法性も認めた判決でした。
- ・私達は、この判決に学び、どのように日常生活、社会生活を送っていくかについて以下のように整理しました。(法人広報No.127で掲載)

1. 原告の方、関係者の方、弁護士の方等の粘り強い取り組みが一つの実を結び、その活動に心から敬意を持って学ばせていただく。
2. 私達の事業所の利用者の方の人権を守ることが私達の基本中の基本の責務であることを肝に銘ずる。
3. 「見て見ぬふりをする」ことは障害者虐待であり、すぐに報告交流が出来る職場づくりに邁進する。

#### ◆ロシアによるウクライナ侵略、イスラエルのパレスチナ侵攻に関して

- ・2022年2月以来続くロシアによるウクライナ侵略、2023年10月より激化している中東イスラエル・パレスチナ紛争(直近ではイスラエルのパレスチナ侵攻)は、数十万の市民の方々が犠牲になり、その中には障害のある方々が極めて多数含まれていると言われています。私達は、平和な社会のもとで福祉の充実を目指す活動を徹頭徹尾、進めて参りたいと思います。
- ・2023年度に開催された、きょうされん愛知支部運営委員会の学習の部で、障害者支援をされているウクライナの当事者の方に参加していただき、実情をお聞きする取り組みが実施され、当法人からも参加をしました。
- ・当法人の各職場からの参加と共に、新規職員オリエンテーションにも位置付けている2024年5月16開催きょうされん愛知支部総会では、イスラエルによるパレスチナ侵攻に対して即時中止を求める特別決議を採択しております。

#### ④一宮市、江南市、愛知県等の自治体等との連携と対応について

##### ◆2021年4月から中核市となった一宮市との連携と対応について

##### 【国からの、にわかにならした消費税問題】

- ・2023年度、にわかにならした相談支援事業等に係る消費税問題(全国的な問題)については、2023年度分までについて、民間障害福祉事業者の窮状を理解していただいた一宮市からの補助金等による支援を得ることが出来ました。その過程では、市内の社会福祉法人のコスモス福祉会、樫の木福祉会、きそがわ福祉会の3団体が共同して、当局へ要望書を提

出する取り組み進めてきました。引き続き、こうした活動を大切にしていきます。なお、この消費税問題は、厚労省や国税庁の考え方についての是正を求める動きが必要であり、関係団体との連携の下で、取り組みを進めて行く必要があります。

#### 【一宮市独自の補助金について】

- ・2022年度から実施されたグループホームでの重度障害者受け入れ、夜間支援体制拡充をめざす補助金、相談支援センターにおける相談支援専門員の加配に対する補助金が3年後に見直しとなる期限付補助金であり、当局との信頼関係を大切にしつつ、今後、さらに充実した内容で継続をしていただくことが期待されます。
- ・一方で、中核市以前にはあった補助金が中核市以後に減額又は無くなった補助金等については以下のものがあり、当面は、従来の水準の復活が期待されます。

※社会福祉施設整備補助金が基準額の1/8が減額
※社会福祉整備借入金償還金に対する補助金が0円になる
※民間社会福祉施設運営補助金が次第に縮小され0円になる。
※グループホーム建設補助金(一宮市単独補助事業)が廃止となる。
※日中活動事業所利用者の方の通所交通費補助が廃止となる。

#### 【一宮市障害福祉サービス支給決定基準の動きと総量規制について】

- ・2021年1月から施行された、一宮市障害福祉サービス支給決定基準(サービスの利用制限につながっている現状)及び2023年度から実施されている総量規制(2024年度からは生活介護、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスの新規事業指定の制限)については、障害のある方々の暮らしの場や日中活動の場の選択肢が狭まっていくことにつながりかねないと危惧されています。関係者からあげられている声、市議会での質疑、一宮市障害者自立支援協議会で話題になっている共通する特徴として以下の事があげられます。

※決定、施行されていく過程で、障害当事者、関係団体の声をほとんど聴取される場面がなかった。その点で、障害者権利条約の「わたくしたちのことを、わたくしたち抜きで決めないで」という理念から逸脱していた。
※一宮市障害福祉計画に基づく内容ではない、又は、障害福祉計画が切実な願いに基づく数値目標にはなっておらず、その数値を基に総量規制が行われている。
※一部の当局の窓口において、柔軟な対応が出来ていない。

引き続き、当局の方々との信頼関係を大切に、関係団体の方々との連携も大切に、一宮市の障害福祉諸制度が前進していく取り組みを地道に継続していく必要があります。

#### 【一宮市内における施設整備補助金の協議等に関して】

- ・国の2022年度の補正予算で追加分として、第二きそがわ作業所の大規模修繕の補助金の内示を得て、2023年度に事業を進めることが出来ました。
- ・2024年度施設整備として、(仮称)第二なごやかホーム新築事業については、相当の準備をして進めて参りましたが、2024年度の補助金整備事業として一宮市から国への協議に上げられることがありませんでした。その背景等について精査、確認をして今後の事業計画の具体化にむけて参考にしていく必要があります。

#### 【法人合併による、たけのこ拠点を軸にした江南市、愛知県との連携、対応に関して】

- ・2023年7月の法人合併により、事業所の所在地が一宮市と江南市の複数となり、社会福祉法人認可等の窓口が愛知県に変更となりました。また、事業所指定に関しては、所在地や事業種別により異なってきました。関係団体の方々との連携も大切に、一宮市及び江南市、さらに愛知県との協議も大切に、法人事業の進展と共に、障害福祉諸制度が前進していく取り組みを地道に継続していく必要があります。
- ・江南拠点での新規施設整備では、グループホームと共に短期入所と相談支援事業を併設で、2023年度の国の補正予算による整備費補助金の内示があり、2024年度においての整備が進められることになりました。この事業計画の具体化を進めていく過程で、江南市、愛知県当局と共に関係団体との新たな連携が生まれてきています。それらの関係性を引き続き大切にしていく必要があります。

## 2. 法人合併について

### ◆社会福祉法人きそがわ福祉会と社会福祉法人たけのこ福祉会の合併について

・当法人(社会福祉法人きそがわ福祉会)と社会福祉法人たけのこ福祉会は、両法人の合意と共に様々な手続きを完了して、2023年7月から法人合併をしました。

### ◆合併までのながれについて

#### 2022年(令和4年)

- ・1月 たけのこ福祉会より合併の申し入れがあり、きそがわ福祉会の理事会にて申し入れに対して検討していくことになる
- ・3月 両法人の理事会評議員会にて2023年4月に合併することを合意
- ・4月 たけのこ福祉会の運営するグループホーム管理者兼サービス管理責任者を、きそがわ福祉会より送り出しをする
- ・6月 両法人より合併協議委員を選出、9名の委員により合併協議委員会を開催(※合併まで計15回委員会が開催)
- ・10月 たけのこ福祉会職員への説明会(就業規則・給与規程等)
- ・10月 愛知県担当者と合併手続きについての確認
- ・11月12月 両法人の理事会、評議員会にて合併に係わる各種承認 ※合併契約書、秘密保持契約書等  
職員への合併の周知
- ・12月28日 法人合併認可申請書、定款変更認可申請書の提出

#### 2023年(令和5年)

- ・1月10日 法人吸収合併認可申請書、催告期間の関係で、定款変更認可申請書をいったん取り下げる
- ・2月18日 法人合併の期日延長に関する協定書を交わす
- ・2月20日 愛知県に法人合併認可申請書、定款変更認可申請書の提出
- ・3月23日 愛知県から法人合併認可がおりる
- ・3月31日 法人から催告書を発行
- ・4月17日 合併公告の発行
- ・7月1日 法人合併の日
- ・7月3日 きそがわ福祉会合併登記、たけのこ福祉会解散登記

合併には「吸収合併」と「新設合併」の2つが社会福祉法に規定されています。今回の合併は、「吸収合併」です。

※「吸収合併」は消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に継承させるものをいう。

※「新設合併」は消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に継承させるものをいう。

### ◆合併の特徴について

#### ・合併の主な理由について

両法人では、当初から相互に役員が兼務をする者も複数あり、歴史や理念も共通することが多く、双方での協議を進める中で、主とした理由としては、「今、最も急がれている課題は、人材の交流」であること等で一致し、両法人の歴史に学び合い、相互に今以上に活性化することを目指して合併をめざすことになりました。

#### ・その他の特徴等について…次頁の「きそがわ福祉会だよりNo.125参照2頁

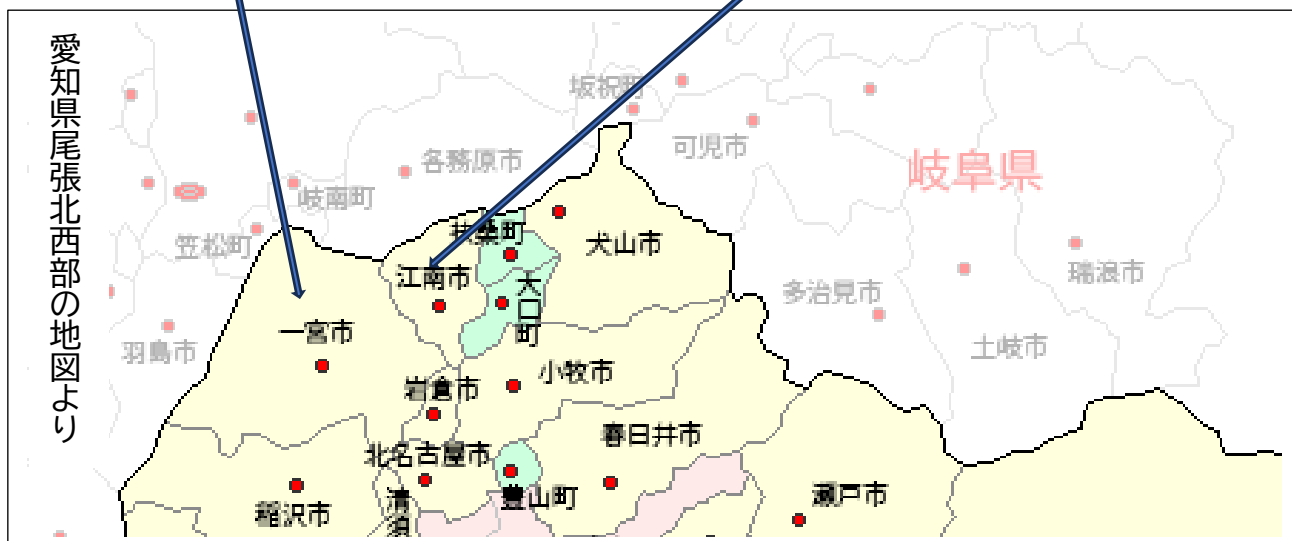
# きそがわ福祉会⇔たけのこ福祉会 合併しました

きそがわ福祉会とたけのこ福祉会は、両法人が無認可小規模作業所時代より社会福祉法人化後も一貫して連携を進めることが多々あったのですが、2020年7月から「連携のあり方」協議が公式に始まり、このたび2023年7月より、「法人合併」となりました。

## 2023年7月～合併登記完了

新定款記載事項として 法人名「社会福祉法人きそがわ福祉会」

◇主たる事務所の所在地…一宮市木曾川町 ◇従たる事務所の所在地…江南市松竹町



愛知県尾張北西部の地図より



▼2022年12月28日  
合併契約書調印  
於: たけのこホーム2(現在の名称)  
左:たけのこ福祉会理事長 武田昭美氏  
右:きそがわ福祉会理事長 小林金次氏



- ① 新定款、双方の就業規則・給与規程の調整、人事調整等
- ② 合併認可申請等所轄庁との協議内容の準備、法務局への合併登記申請の準備等
- ③ 両法人の理事会・評議員会への提案内容準備、職員・保護者の方々への説明資料準備等

### ●その後15回、合併協議委員会を開催

合併協議委員会では、主に次の内容について協議を進めていきました。  
① 新定款、双方の就業規則・給与規程の調整、人事調整等  
② 合併認可申請等所轄庁との協議内容の準備、法務局への合併登記申請の準備等  
③ 両法人の理事会・評議員会への提案内容準備、職員・保護者の方々への説明資料準備等

両法人では、当初から相互に役員が兼務をする者も複数あり、歴史や理念も共通することが多く、双方での協議を進める中で、主とした理由としては、「今、最も急がれている課題は、人材の交流」であること等で一致し、両法人の歴史に学び合い、相互に今以上に活性化することを旨として、右記の③の「合併」を急ぐことと一致しました。

### 両法人での協議の経緯、特徴等について

- 2020年7月、協議が始まった頃は、左記3つの方向性について検討が話題となりました。
- ① 新しい法律でスタートしようとしていた「社会福祉連携推進法人」に着目して、新たに社会福祉連携推進法人を設立して、その下での連携を図る。
  - ② 今まで通り、双方の間で必要に依じた交流を進める。
  - ③ 両法人が合併して、人事交流、職員研修等の学習交流等を積極的に進める
- 法人合併後の事業所の状況(一宮、江南合計)
- ◆日中活動系事業所<青年成人高齢期>(9事業所、合計定員225名)
  - ◆障害児通所支援事業<児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援>1事業所、合計定員30名)
  - ◆グループホーム(5指定、12住居、合計定員74名)
  - ◆短期入所(5指定、合計定員12名)
  - ◆日中一時支援事業
  - ◆相談支援事業(特定、障児、一般、委託)1事業所(従たる事業所1)
  - ◆ヘルパー派遣事業1力所
  - ◆福祉有償運送事業1力所

### 3. 各事業所等の事業のまとめの要約について

#### 【日中活動部門】

##### きそがわ作業所・ゆうゆう

##### 大切にしていきたい実践について

##### **きそがわ作業所**

- ・一般的にコロナに関して少しずつ緩やかになってきましたが、施設内では引き続きできることはしっかり対策して取り組んできました。その中でも若干職員と利用者の感染はありましたが、施設内で広まることはありませんでした。そのため、利用者の外出も少しずつ復活して、みなさんが楽しみにしている活動も昨年度よりは増えました。
- ・今年度も一人ひとりに合わせた対応ができるよう話し合い、個別の対応も大切にしてきました。

##### **ゆうゆう**

- ・今年度も引き続きコロナ感染対策に努めてきました。
- ・今年度も利用者を楽しい充実した日中活動を保証するため、一人ひとりの支援内容の向上に努めてきました。また、仲間の体調管理や高齢化に伴う機能低下・医療的ケアにも対応できるよう努めてきました。

##### **きそがわ作業所・ゆうゆう共通**

- ・家族の方への支援が必要な時には、他の事業所とも連携してできる限り支援するよう取り組んできました。

##### 第二きそがわ作業所

##### 大切にしてきた実践、事業形態・管理運営上等で大切にしてきたこと等

- ・今年度も利用者一人ひとりの障害や状態に合わせて日課や作業・療育活動を組み、利用者一人ひとりが主体的に活動に参加できることを大切にしてきました。
- ・作業の面では、新たに小学校の工作キットを揃える仕事を始めました。パン作りでは材料の値段が高騰している影響で、パン単価を10円値上げしましたが、売り上げを落とすことなく販売を続けてこれました。
- ・仕事以外の取組みでは、それぞれの現場ごとにゲームやダンス、音楽遊び、食事会、園芸、誕生日会等利用者が主体的に参加・楽しめるような活動を工夫しながら行ってきました。
- ・又秋には各現場ごとに1日お出かけの取り組みを行うことができました。
- ・新型コロナウイルス対策も引き続き徹底してきました。年間で数人の感染者が発生しましたが閉所に至るような事態になることはありませんでした。又大きな事故や怪我もなく過ごすことができました。
- ・正規職員数が増え、職員の出勤率が安定してきたことから、年度途中より新たに重度障害者支援加算をとることに踏み切り、給付費を増やすことができました。
- ・ここ数年切望してきた施設の全面的な外壁塗装工事を国・市の補助金(大規模修繕補助金)をいただきながら実施することができました。

##### 黒田ドリーム作業所

##### ①大切にしていきたい実践について

- ・「本人のニーズ」や「本人の将来」を意識して支援計画を作成する事を心掛け、支援方法を検討してきました。今後も引き続き、本人のニーズを大切にしたい支援計画を作成していきたいと思います。

##### ②事業形態の見直し

- ・9月に新規のご利用者1名を受け入れました。引き続き、可能な範囲で新規のご利用者の受け入れを進めていきたいと思

います。

### ③管理運営上で大切にしたいこと

- ・ご利用者との関わり方や取り組みについて、非常勤さんも含めた職員全員で考えていけるよう、グループごとで交流会を日中に出来る範囲で行ってきました。交流会が行えたグループとなかなか行えなかったグループがありましたが、これまでよりも支援の検討や情報の共有等充実しました。
- ・職員は勤務時間が終わっても業務を行わなければならない場面が多く、次年度も引き続き改善策を検討していきたいです。

## ふたばドリーム作業所

### ①大切にしていきたい実践について

- ・障害特性や他人が気になって落ち着かない利用者に配慮する為、すべての部屋にパーテーションの設置や向かい合わせにしていた机を壁に向かって配置しました。落ち着いて作業ができるようになり生産性も高まりました。さらなる支援内容の向上を目指し、利用者一人ひとりにあわせた支援に努めていきます。
- ・なごみの広場「秋の収穫祭」などのバザーは開催できず地域のバザー等にも参加することもできませんでした。なごみの広場の店頭で立ち接客や署名活動を行い地域の方々に障害施策の拡充や、安心して地域で生活できる制度づくりを訴えることができました。

### ②事業形態の見直し

- ・日中一時支援事業の年度途中での再開はできませんでした。

### ③管理運営上で大切にしたいこと

- ・コロナ過で中断していた懇談会を再開しました。利用者本人の願いや家庭での様子、作業所の様子などを情報共有しました。
- ・法人内研修への参加は増えていますが、非常勤職員さんの参加は引き続きの課題となりました。

## わかばドリーム作業所

### ①大切にしていきたい実践について

- ・2021年度に生活介護と就労継続支援 B 型の多機能施設となり、今まで以上に利用者の障害特性や利用者同士の相性をしっかり把握して、班での活動を中心に支援を組み立てつつ、個々のニーズに合わせた支援にも取り組みました。今年も時には班や事業ををこえての活動も盛り込み、わかばドリーム作業所の集団の一員として意識を持っていただけるようにしました。
- ・てんかん発作の多い方や重度の自閉症の方への配慮のため、部屋のレイアウトを検討したりして、より利用者が安心して通所できるよう工夫しました。今後も一人一人のニーズに合わせてながら発達保障という観点も大切に努めていきます。
- ・下請け作業に関しては毎日一定の水準でお仕事の受注があり、安定した収益を上げることができています。製菓に関しては、販売も新型コロナの影響を受けることなく、仲間が同行して販売をすることができました。施設内とは違った一面を見せる仲間の姿を見ることもできました。
- ・授産の収支をみて、年度末に両事業ともにボーナスをお渡しすることができました。
- ・今後も必要に応じて新型コロナウイルス感染対策は続けながら、作業や療育の中身を膨らませていくように引き続き検討していきます。

### ②事業形態の見直し

- ・今年度初めの新規の利用者の受け入れはありませんでしたが、年度末に相談支援からの紹介で1名、就労 B 型希望の利用者を受け入れました。冬には高等部2年生の実習生を 3 名受け止め、積極的に利用者の受け入れを心掛けました。今

後も実習希望者や体験希望の依頼も受けながら、新たな利用者を確保していきます。

- ・また、せんべいの焼き機が故障したため、修理を検討しましたが、修理代が高額となり、修理が困難となりました。そのため機械の処分を行い、せんべいに代わる授産商品の開発を検討していきます。

### **③管理運営上で大切にしたいこと**

- ・利用者がさらに増えたことにより、職員集団も大きくなりました。わかばの集団として気持ちよく仕事ができるように、日常的に意思疎通が円滑に行われるような集団作りを心がけました。また、事業所全体の行事(ほのわかまつり、運動会等)を通して、仲間、常勤、非常勤、含めみんなで企画を作り上げることの大切さを感じていただけるように意識して取り組みました。
- ・障害が重い利用者の支援は状況に応じて複数での体制をとり、利用者、職員共に安全で怪我のないように配慮を常に行ってきましたが、職員で労災申請を行うけがが2件起きてしまいました。
- ・職員間でこのことをしっかり共有、相談して同じことを繰り返さないように心がけていきます。
- ・また幸いけがは起きてはませんが、利用者の外部への飛び出しも数件あり、一歩間違えれば大事故につながりかねないため、事故報告書に残すとともに、全職員へ情報の周知、対策を行い、未然に防ぐようにしていきます。
- ・引き続き、支援度の高い利用者の支援を特定の職員に限定するのではなく、いろいろな職員が交替で関わるようにして、職員の負担軽減、利用者の色々な支援者との関係作りを意図的に行うようにしてきました。
- ・新型コロナウイルス感染予防のため施設毎に送迎を行ってきましたが、今後も感染防止上の点以外でも別々の送迎が好ましいという判断で今後も別々に送迎を行っていきます。

## **北方あすなろ作業所**

### **①日々の取り組みについて**

- ・手洗い、うがい、(マスク)等の感染対策を継続しつつ、なかまの実践活動を行いました。
- ・生活介護事業は、委託作業・日常生活の支援、個別活動・療育活動などの支援を、個々の障害特性に応じて提供し、日々の社会生活に繋げていけるよう支援に努めました。
- ・就労継続支援 B 型事業は、一人一人の作業能力に合わせ、精度の高い製品に仕上がるよう、支援を行いました。就労継続支援 A 型や一般就労へ繋げていくことは出来なかった。

### **②事業展開について**

- ・なかまが安心して通所できる様、連絡帳や電話での直接的な会話で各ご家庭との連携を行いました。
- ・隣接している「多機能センターぽぷり」「なごやかホーム」の職員さんとも連携して、往還南拠点のセンター機能(地域生活拠点)としての一翼を担いました。
- ・年間を通して、事業所及び拠点区分における事業活動資金収支差額を常に意識し、管理職会議で適宜吟味・検討し、拠点事業の展開・発展にむけて話し合いを行いました。

### **③その他管理運営について**

- ・ZOOM 等のオンラインにだけでなく、現地参加の研修や学習の場へ、なかまと共に参加しました。
- ・研修や学習会で学んだことや日常の業務内での課題や改善策を、会議の中で検討・共有しました。

## **なないろ作業所**

### **①大切にしていきたい実践について**

- ・2023 年度は計16 名の利用者の方に利用して頂く事となりました。強度行動障害の方も 6 名となり、日々環境調整、過ごし方について試行錯誤を繰り返し、安全に過ごして頂けるように配慮して運営して参りました。
- ・お仕事については、情報誌ポスティングの会社との信頼関係も出来、新たなお仕事の紹介をいただく等、延ばしていくことができました。拠点内の育てる会活動と連携した、物資の仕分けも引き続き取り組み、貴重な収入源となっています。



- ・生活介護事業所ということで、今後も療育活動とのバランスを大切にしながら取り組んでいきたいと思います。
- ・往還南多機能センターの一員として、共生型のサービスの実施や、センターの地域生活支援拠点化についての検討を進めて参りました。とりわけ、ショートステイなないろとは日常的に交流を行い、応援体制をとりながら地域の利用ニーズに応える事ができました。

## ②今年度の事業展開について

- ・事業活動収支に関しては、給付費収入は前年比 126%と伸長できました。支援が多く必要な方を受け止め、重度障害者加算を積極的に算定したことが結実しています。加算の算定要件である、記録の整備については、Microsoft 社より寄付を受けた Teams を活用し、効率的に多くの職員で分担しながら取り組みました。

## ③管理運営上で大切にしたいこと

- ・7月には開所から丸4年を迎えます。定員である、登録20名が視野に入らる中で、今後は、より成熟した事業所として体制を整えていく必要が有ります。
- ・身体拘束、虐待についての研修に毎年定期的に参加できるようにし、人権を大切にしたい運営を実践するとともに、いつ起こるかわからない災害に向けた避難訓練の実施、BCP(事業継続計画)の策定等に取り組んで参ります。

## たけのこ作業所

### ①大切にしていきたい実践について

- ・個別支援計画の立案や中間・終了評価を全職員で丁寧に行い、共通理解を図るようにしました。また、常勤職員1人につき1利用者の事例検討を行い、より利用者を理解し寄り添いながら支援をしていくことを確認することができました。保護者会や個別面談で利用者の状況等をその都度共有できるようにしました。
- ・廃品回収・ゴムのバリ取り、貼り絵の作業に加えて干し椎茸を仕入れて袋詰め作業を行いました。また、元教員の協力を得て、木工製品を提供してくださったり、ラエール、●▲■パンからラスクを仕入れたりして販売しました。夏と冬の物資販売も取り組み、利用者の給料や年2回のボーナスを支給することができました。

### ②事業形態の見直しについて

- ・7月にきそがわ福祉会と合併し、これまでの取組を大切にしながら一つ一つの活動を再点検しました。特に、活動に入る前や休憩時間の過ごし方、熱中症アラート発令時の室内での過ごし方などを検討して取り組みました。
- ・第2作業室を改装し、利用者がクールダウンできたり落ち着いて作業したりする部屋として活用できるようにしました。
- ・1名の利用者が、親の病気のため早急に成年後見人を見つけ、グループホームを利用する必要性に迫られ、当作業所、たけのこホームの利用を希望されていましたが、対応しきれず退所となりました。グループホームを安定的に運営し、安心して生活できる場を保障することが求められています。利用者は16名(定員20名)となり、利用者数を増やすことも課題となっています。

### ③管理運営上で大切にしたい事について

- ・6月に新型コロナウイルスが蔓延したため閉所を余儀なくされました。幸い、重症化する利用者や職員はみられませんでした。改めて部屋の換気、手洗い、消毒等の徹底を確認しました。
- ・法人合併により、きそがわ福祉会の運営システム等を保護者、職員に周知することに時間を費やしました。これからも一つ一つの取組の整合性を確認しながら法人の一員としての自覚をもつことが大切です。
- ・行事等の活動を行う前に、職員が率直に話し合って意思決定できるようにしました。徐々にですが、職員一人ひとりが自分の意見を出せるようになり、チームとしての意識を高めることができました。

## 児童発達支援センター まーぶるの森

### ◆児童発達支援センター障害児通所支援事業部門について

#### ①大切にしてきた実践について

- ・利用希望者へは体験会をおこない、実際の中身を見ていただいた後丁寧に聞き取りを行い、保護者の安心をもって利用を開始することを大切に取り組んできました。
- ・各お子さんの特性やタイプを把握し、都合等を伺い希望に合わせたクラスを出来るだけ提案し、利用につなげていきました。
- ・各お子さんにクラスでの担当の職員を配置し、お子さんの課題や様子を保護者、担当職員、児発菅、他の職員と共有して、支援を進めていきました。
- ・保育所等訪問は、平均して月に3件を行うことが出来ました。
- ・毎回報告書をまとめ、訪問機関と保護者へ丁寧な報告が出来ていました。訪問機関と保護者の、お子さんへの理解をより深めることが出来ました。
- ・ペアレント・トレーニング(6回1クール)を年2回実践まーぶるの森の児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用している保護者、また、療育相談を利用している対象地域の保護者の方々18名に実践しました。その際に体調不良等で欠席された保護者には個別で補習を行うなど、きめ細やかに対応しました。
- ・年長のお子さんを育てているまーぶるの森の児童発達支援事業を利用している保護者に、4回1クールで就学に向けてのポイントを学ぶ学習会を実施しました。

## **②事業形態、管理運営について**

- ・4月より身辺自立の獲得を目的とした支援度の高いお子さんが通うクラスを『ぼーむ』、対人コミュニケーションスキルを学ぶお子さんが通うクラス『リーふ』とクラスを二つに分け、定員20名で実施しました。
- ・『ぼーむ』では1日6名のお子さんを1日6時間お預かりし、1年で随分と身辺自立のスキルが伸びた、多くのお子さんが発語の力も伸びてきました。
- ・『リーふ』では従来通り半日のクラスで行い、たくさんのお子さんが週1回の療育に通っていただきました。

## **◆児童発達支援センター療育相談部門について**

### **①療育相談・支援の状況について**

- ・奥中、木曾川中、北方中に加えて、今伊勢中、葉栗中の5つの校区の発達に不安を抱えているお子さんの保護者や、関係機関(保育所や学校等)からの相談を受けて、必要な社会資源に繋げたり、お子さんの思考に合った子育てや関わり方の助言・アドバイスしています。
- ・保育所や学校が対応に困ったケースを相談員が出向き、行動観察をもとに、適切な関わり方に繋がる方法を助言・アドバイスしています。
- ・また、保健センターの事後教室や親子療育教室、学校の教員向けの学習会等の依頼を受けて、講師派遣も進めています。
- ・担当地区の小中学校7校の依頼を受けて、巡回訪問支援を実施しました。
- ・また、担当地区の公立保育園17園及び、幼稚園2園の巡回訪問支援を行うことで、その後の療育相談や専門医の受診、児童発達支援及び放課後等デイサービスなどの必要な社会資源に繋げることができたケースが多くありました。

### **②事業形態、管理運営、その他の課題について**

- ・1.5名体制で療育相談を積極的に進めてきましたが、まーぶるの森がこの地域に根付いてきたことで巡回訪問等の依頼が増え、1.5名体制ではきめ細やかに対応していくことが難しいと感じています。
- ・継続相談を必要とするケースや新規相談を希望する人が増え、登校渋りなどその背景が読み取りにくいケースも増えてきています。その為、益々相談員の専門性や力量が問われていくことと感じています。

## **◆放課後等デイサービス障害児通所支援事業部門について**

## ①大切にしてきた実践について

- ・個別支援計画を作成する際は、親御さんや関係機関にお子さんの様子を聞き、実際にお子さんの姿を見て、課題やニーズを設定しました。お子さんと関わる時間を大切に、連絡帳を丁寧に書きこむことで、それを日々の記録としました。
- ・半期ごとの個別支援計画の見直しの際は、親御さんとの面談を実施しました。振り返りと共に利用時のお子さんの様子を詳しく伝え、課題等の共有をしました。同時に、親御さんの様々な思いを聞き取り、担当者会議の開催など具体的な方法を提案しました。
- ・お子さんの特性や性格に合った利用曜日を提案し、環境を整え、時にはお子さん自身と話しながら、安心して過ごすことができる場を提供しました。
- ・定期的に職員会議を行い、各曜日のお子さんの様子や課題を共有し、支援方法を統一できるようにしました。
- ・利用しているお子さんの障害特性に合わせた支援方法を用いることで、不適切な言動にお子さん自身が気づき学ぶなど、これまで以上に質の高いサービスが提供できるようになってきました。

## ②事業形態、管理運営について

- ・職員体制が次第に整いつつある中で、活動場所等に工夫をしつつ、希望される児童の受け入れを進めてきました。
- ・一日に複数ある学校への迎えは、場合によっては車両を分けて安全な送迎を行うように努めてきました。
- ・年に1回、工作材料費をいただき、事業運営の適正化に努めました。
- ・年度末、児発から放デイへ移るお子さんに対し、放デイの体験と保護者へ見学説明をおこない、安心して4月からの新規利用へつなげていきました。

## **【ホーム部門】**

### **玉の井ホーム**

#### ①大切にしたい実践について

- ・利用者の一人一人の余暇のありかたを考えニーズを掘り下げる意識を高めました。引き続き、選択が出来る暮らし、本人の楽しみを考えることが重要と考えます。
- ・強度行動障害の支援ではさらに理解を深める必要がありました。引き続き、何のための手順かを考え暮らしやすさとはと考え追求します。
- ・利用者の体調の変化に気をつけて事業所との連携、家庭との連絡を大切にいつもと違う変化を記録して速やかに病院への受診に動きました。また加齢に伴い、通院の量も増え負担が増えている変化もあります。
- ・継続してコロナ対策、対応の経験を生かし衛生管理に努めました。体調の変化に敏感な意識が高まっています。

#### ②事業形態の見直し等について

- ・引き続き大きな継続課題として、第一ホーム、第二ホームの外壁及び屋根の補修工事を検討します。
- ・保護者の高齢化に伴い休日の利用が増えています。生活環境の安定を確保するため職員体制を整えます。保護者の思いとして帰省をすることも大切なこととして、しっかりと協力もしました。
- ・BCP 計画の中でも、とりわけ次の内容についての強化に努めます。緊急時にもより障害の重い利用者の安定した生活を目指して、継続課題として備蓄の確保のありかたを考えます。そして、発電機、ガスの確保に意識を高めます。

#### ③管理運営上で大切にしていきたいこと

- ・支援の視点一つで利用者の対応の仕方が変わります。意味の確認を繰り返し、引き続き柔らかい雰囲気を目指します。
- ・職員間の情報共有から一人一人の責任感につながることを意識しました。継続課題としてみんなで働いていると

思えるように、より良い集団になりたいと思います。

## **北方ホーム**

### **①大切にしていきたい実践について**

- ・利用者の気持ちや思いに寄り添い、丁寧な関わりを心掛け、ホームでほっとできる日常の関りを大切にした運営を心掛けてきました。
- ・新型コロナウイルスが5類に移行後も感染防止に留意しながらホーム運営を心掛けてきました。9月に利用者1名感染があり個別対応事例がありました。これまでの経験や対応をふまえて迅速に個別対応を行いました。
- ・ねっこの会の休日の日帰り外出行事にホームで参加したり、ヘルパーを利用し個別の外出も増えました。
- ・健康面や通院の支援を含めて、家族、ヘルパー、通所事業所、相談支援事業所との協力や連携を大切に、日常の様子を把握を大切にしながら運営を行ってきました。

### **②事業形態の見直し、増改築、新規事業について**

- ・一宮市の新たな要綱に基づき地域生活支援拠点に登録し、地域の緊急受け入れの役割の一部を担えるように努めました。2件の緊急受け入れ協力を行いました。
- ・高齢化等健康面の支援を推進していくため、年度途中に外部委託を行い医療連携体制加算Ⅶの取得を行いました。
- ・利用者の日常のバイタルの把握と記録、定期通院時の報告、緊急時カルテの作成、看護師との24時間オンコール体制の中で、実際に夜間体調不良により緊急連絡相談のケースもありました。  
ホームでの健康面や安心した暮らしのための取組みが進みました。
- ・BCP（感染症対策、災害時対策）の策定後の備品整備や計画の具体化を引き続き進めていく必要があります。

### **③管理運営上で大切にしたいこと**

- ・事業所職員間、ホーム事業所間、法人事業所間の協力や連携、地域の方との関りを大切に、風通しの良い事業所運営に努めていく必要があります。
- ・非常勤職員が中心のホームもある中で、非常勤職員も含めた研修や会議等については課題があり、今後も引き続き取り組みを進めていく必要があります。
- ・一宮市の重度障害者受け入れ補助金を活用し、受け入れ体制の拡充に取り組む中で土日の利用受け入れが進みました。また法人合併にともないホーム関係の給与や手当の見直しを行い、職員定着や確保も含めた給与面の処遇改善に取り組みました。

## **ぬくもりホーム**

### **①大切にしていきたい実践について**

- ・利用者の気持ちや思いに寄り添い、丁寧な関わりを心掛け、ホームでほっとできる日常の関りを大切にした運営を心掛けてきました。
- ・新型コロナウイルスが5類に移行後も感染防止に留意しながらホーム運営を心掛けてきました。8月9月にかけて利用者3名の感染があり、個別対応やホーム内での療養対応、感染拡大防止のための待機などの対応を行いました。これまでの経験や対応もふまえて、迅速に対応しホーム内での感染拡大を防ぎ最小限でおさえることができました。
- ・ねっこの会の休日の日帰り外出行事にホームで参加したり、ヘルパーを利用し個別の外出も増えました。
- ・健康面や通院の支援を含めて、家族、ヘルパー、通所事業所、相談支援事業所との協力や連携を大切に、日常の様子を把握を大切にしながら運営を行ってきました。通院支援についてはヘルパーだけではなく、通所事業所の協力も得ながら対応しており、ホーム運営にとって大変ありがたいものになっています。

### **②事業形態の見直し、増改築、新規事業について**

- ・一宮市の地域生活支援拠点に登録し緊急受け入れの役割の一部を担えるように努めました。今年度の受入れ実績はありませんでしたが、法人内の短期入所事業所とも協力連携し、法人全体でこの拠点の緊急受け入れの役割に協力していきたいと思えます。
- ・高齢化等健康面の支援を推進していくため、外部委託を行い医療連携体制加算Ⅶの取得を行いました。利用者の日常のバイタルの把握、定期通院の際のかかりつけ医への報告への活用、緊急時の連絡相談などホームでの健康面や安心した暮らしのための取組みが進みました。
- ・防災対策備品の備とBCP（感染症対策、災害時対策）の整備拡充を引き続き進めていく必要があります。

### **③管理運営上で大切にしたいこと**

- ・非常勤職員が中心のホーム体制になっており、職員間のサポートやフォロー体制を大切にしてきました。非常勤職員も含めた研修や会議等については課題があり、今後も引き続き取り組みを進めていく必要があります。管理者兼務など管理体制を含めた常勤職員の配置のあり方や職員体制については法人管理職会議、法人人事協議委員会で検討を進めていますが、今後のより良い体制について引き続き検討を進めていく必要があります。
- ・事業所職員間、ホーム事業所間、法人事業所間の協力や連携、地域の方との関りを大切にし、風通しの良い事業所運営に努めていく必要があります。
- ・一宮市の重度障害者受入れ補助金を活用し、受け入れ体制の拡充に取り組む中で土日の受入れが増え、夜間の支援体制の見直しも行うことができました。また法人合併にともないホーム関係の給与や手当の見直しを行い、職員定着や確保も含めた給与面の処遇改善に取り組みました。

## **なごやかホーム**

### **①大切にしていきたい実践**

- ・利用者一人一人の思いを受け止めることができるように、日々のコミュニケーションを大切にしてきました。
- ・個別で話を聞く機会をもうけたり、利用者の表情の変化などにも注意を払うことに努めてきました。
- ・余暇活動については、誕生日会、季節の取り組みを行いました。
- ・休日の余暇活動については、職員体制的に難しい状況もあり、外出等は行えていません。今後は、利用者の意見を聞きながら検討していきます。
- ・利用者の健康面については、通院支援が増えていきます。また、継続して通院していく状況も増えていきます。そのような状況でも、速やかな通院支援が行えるよう努めてきました。
- ・個別で、訪問看護を利用されている利用者さんについても、訪問看護ステーションとの連携に努めてきました。
- ・家族、通所事業所、ヘルパー等の方々に協力をしていただき、また、医療連携で契約している看護師さんにもアドバイスをいただき、引き続き速やかに支援を行っていきます。

### **②事業形態の見直し、管理運営上で大切にしてきたことに関して**

- ・往還南多機能センターの事業所、及び他の事業所と利用者の情報共有、職員の協力体制などに努めてきました。
- ・家族や利用者の高齢化、本人のニーズなどにより、より一層休日の利用が増えました。それに合わせて、職員体制を整えてきましたが、まだ十分といえる体制になってはいません。今後も、職員体制整備に努めていきます。
- ・各居室の鍵の交換を行いました。外出時に自身で施錠される利用者の方も安心して生活していただけるようになりました。
- ・防災備品については、非常食の購入はしました。それ以外の備品については今後も保管場所も含めて検討していきます。
- ・避難訓練等を通じて、利用者や職員には常に災害に対して意識していただけるようになりましたが、今後も継続して意識していけるよう働きかけていきます。

## **グループホームたけのこ**

### **①大切にしていきたい実践について**

- ・利用者一人ひとりの願いや想いに寄り添い、丁寧な対応を心がけることで安心して生活をおくっていただけるよう心掛けてきました。言葉がけだけでなく、表情や行動から願いや想いが汲み取れるよう、その場のみの対応にとどまらず時間をかけて一人ひとりを知る事にも心掛けてきました。
- ・一人ひとりの生活を支えるにあたり、本人だけでなくご家族とのコミュニケーションにも心掛け、関係者の方との関係づくりにも心掛けてきました。
- ・職員同士でコミュニケーションをとる事を大切に、思っていることを話しやすい関係性を築けるよう心掛けてきました。
- ・令和 6 年度も継続して支援に係る関係者全てとの関りを大切に、より良い環境や支援の提供を目指していきます。

## ②事業の見直し、増改築、新規事業について

- ・安定した運営、重度のなかまを多く受け止める為の体制を構築する為、求人媒体を中心に職員募集をしてきましたが、365日稼働をするだけの体制構築には困難を極める状況でした。一人ひとりの利用希望やご家族の想いを受け止められるよう、今後も継続して職員体制の確保を目指していきます。
- ・利用料については食材料費や水道光熱費を中心に見直しを行い、過不足が無いよう今までの実績を考慮した金額に見直しを行いました。
- ・BCP 計画作成についてはまだ検討が必要な部分も残しているものの、感染症対策マニュアルと非常災害対策マニュアルを基に検討を重ねてきました。令和 6 年度中には精度を高めた内容となるよう、災害用備蓄も含め検討を行っていきます。
- ・医療連携加算IVについては、令和 6 年 1 月より【愛と感謝の訪問看護リハビリステーションかりや】と業務契約を結び、取得することが出来ました。利用者の平常のバイタルの把握をすることに繋がったり、緊急時の対応を相談する窓口が確立され働く職員の安心にも繋がりました。

## ③管理運営上で大切にしたい事

- ・たけのご拠点としてたけのご作業所との連携を図り、一人ひとりの状態の把握や必要な支援の共有に心掛けてきました。

## ショートステイなないろ

### ①大切にしていきたい実践について

- ・なかなか短期入所ならではの魅力をお伝えするところまではいきませんでした。出来るだけ沢山の方に気軽に楽しく経験をして頂けるように取り組んできました。ケース情報の整理など少しずつ取り組んできていますが、まだまだ足りない部分もあるため、安心してご利用頂けるよう、関係者とも協力しつつ、しっかり情報を集めていかなければと感じます。
- ・法人内外、多くの事業所から、たくさんの利用者さんが利用して頂けているため、感染症対策には気を付けて取り組んできました。幸い昨年度は事業所内で感染が広がるというケースはありませんでしたが、今後も引き続き、気を引き締めて取り組んでいきたいと思えます。

### ②今年度の事業展開について

- ・共生型のサービスの実施については、一定の検討は進めてきましたが、実施には至っていません。今後も地域のニーズを見極めつつ、検討を進めていきます。また、地域生活支援拠点の1事業所として登録をしている当事業所としての責務を果たしていくための利用枠の調整、支援体制の確保等について一層努力を重ねていく必要があります。
- ・事業活動収支に関しては、現状は短期入所単独では赤字となっており、収支の健全化が望まれるところではあります。但し、なないろ作業所と一体的に事業活動収支をとらえていくと、安定的な黒字財政となっています。

### ③管理運営上大切にしたい事

- ・昨年度末での契約者の方は 60 名以上、月の利用者も 40 名を超えており、このままでは更なる利用者増には、対応しき

れなくなるところまで来ています。急なご利用希望にも対応可能なようにその日の定員の空きを残しながらの運営が望ましいですが、現状では定員いっぱいになってしまう日や、定員には余裕があっても、職員体制上更なる受け止めは難しい日が多くなっており、今後はさらに開所日を増やす、職員を増やす等の対策が必要になるかと思われます。

## 【ヘルパー派遣部門】

### フラワー玉の井

#### ①大切にしていきたい実践について

- ・住み慣れた環境で、その人らしく生活が出来る支援を、継続的に取り組むことが出来ました。在宅やグループホームを問わず、緊急性のある希望にも応えられるように、職員配置を工夫して取り組みました。
- ・65歳を迎えられた利用者、暮らしの場が変わった利用者も、継続して障害福祉サービスの利用を続けながら、支援を提供することが出来ました。
- ・資格の取得や、外部研修にも、積極的に参加を位置づけて取り組むことが出来ました。多方面での知識やスキル、そして繋がりを作り、より地域に根付いた実践が行えるよう、引き続き外部・内部の学びを大切に取り組んでいきます。
- ・日中系やホーム系を利用されている方、そうでない方も含めて、利用者・家族・職員が希望を伝えやすい関係作りを大切に心がけることが出来ました。

#### ②事業形態の見直しについて

- ・事務所の移転については、昨年度は実行することが出来ませんでした。次年度も引き続き、フラワー玉の井の発展や未来に向けて、慎重に物件を選び、よりよい実践と運営が出来るよう、継続検討していきます。
- ・職員の異動や退職もありましたが、居宅介護・移動支援を合わせた常勤換算の配置基準を達成することが出来ました。より多くのニーズに応えられるよう、現在の体制の維持と拡大に努めていきます。
- ・支給決定基準に伴うサービス利用時間の減による事業収入の減収が大きくなりました。そうした中でも、ナーシングホームやシェアハウスといった形態で居宅介護を提供するのではなく、在宅での生活を支える役割としての活動を中心に組み込んできました。運営の安定性はこれから工夫が必要になる為、環境や働き方を整備して、取得できる加算を獲得できるように取り組んでいきます。
- ・昨年度は、車両を1台、買い替えました。その他必要に応じて車両の修繕を行いました。

## 【相談支援部門】

### 相談支援センター夢うさぎ(従たる事業所の「相談支援センターつながり」含む)

#### ①大切にしていきたい相談・支援について

- ・一宮市障害者相談支援事業では、福祉サービスの利用等につながらない地域で生活している障害者児・その家族への訪問・対応等をしてきました。それらの事例を行政・医療・教育等さまざまな関係機関と連携し、個々の希望に応じた地域生活を送れるよう相談支援を行いました。今年度の特徴として、セルフプランでのサービス利用者にも併走し利用事業所との連携を行って来ました。
- ・特定相談支援、障害児相談支援、一般相談支援では、既に対応している障害者・児への丁寧なニーズの聞き取りを繰り返し行い、現在のサービスで希望した生活が送れているのかを一緒に考えてきました。市内で相談支援専門員の不足が続いており、特に困難ケースには特定・障害児相談で相談対応しています。
- ・法人内及び関係機関との連携、学習活動等に関して、一宮市障害者自立支援協議会の活動に積極的に参加して来ました。特に一宮市から発出されている支給決定基準、放課後等デイサービスの利用日数基準、事業所の総量規制については、その動向に注視し、発言して来ました。

- ・法人事業計画にも関連している地域生活支援拠点事業に関して、一宮市で開始された登録制（相談機能）に登録し、実績を残しました。

## ②その他事業所運営全般について

- ・浄化槽に関して、下水道切り替え工事については検討しましたが現状維持にとどまっています。
- ・相談支援センターが把握する地域課題を適宜理事会に伝え、法人事業計画の具体化のあり方や今後の計画内容にも反映できるように努めてきました。

## **【本部事務局部門】**

### ①法人合併に伴うこと

- ・令和 5 年 7 月の法人合併に至るまで、法人本部事務局より 2 名合併協議委員会に参加し、合併の時期や進め方について話し合ってきました。令和 5 年 3 月 23 日に吸収合併が認可され、法令手続きや、法人の会計管理、職員、利用者等との調整、書類作成等、行政や各種機関との交渉等合併に伴う諸手続きについて、実務担当者を明確にして実務を進めてきました。また合併後においては、法人運営が順調に進むよう、規程の見直しや、システムなどの整備等様々な調整ごとに対応しました。
- ・合併に伴う会計処理については、統合するそれぞれの決算内容の点検、確認を行い、間違いのないように実務を進めました。また、正確な会計処理を行うため専門機関よりアドバイスをいただきながら、適正な会計処理に努めました。

### ②インターネット環境の改善に関して

- ・パソコン及びインターネット環境が不安定であったため、業務が滞ることがないように、通信設備の点検及び整備を行い、システムの安定化を図ることが出来ました。本部事務局のあるドリームセンター拠点全体インターネット環境を改善することが出来ました。

### ③財政状況の把握と公的資金確保の努力に関して

- ・合併による事業規模の拡大に伴い、より一層財政状況の把握に努めました。
- ・大規模修繕や固定資産の導入時には、財政負担が軽減するよう、各管理者へ公的補助金や民間助成金等の情報の発信を行いました。
- ・半期での決算や、財政分析を行い、法人全体の財政状況の把握に努めました。

### ④労務関係の業務の効率化等に関して

- ・労務関係の行政手続きの電子申請システムの活用により、手書きにかかる時間、行政窓口までの移動時間や待ち時間が削減され、業務時間の短縮が出来ました。またペーパーレス化できたことにより、紙の消費削減にも繋がりました。

### ⑤書類の保管、文書のデータ化等に関して

- ・人事労務関係書類の保管の省スペース化については、書庫での保管スペースが限られている中で、文書の保管方法が課題となっています。文書のデータ化等が職員の業務改善にも繋がるため、より有効な手段について引き続き検討していきます。

## 4. 催しについて

### ①ほのぼのまつりについて

- ・例年、6月の第一日曜日に定着して開催している「ほのぼのまつり」は、2023年度においても、新型コロナウイルス感染防止対策の一環で昨年度に続き開催を見合わせることとなりました。

※参考情報

2024年度は、開催場所・開催方法に新たな工夫を凝らして、9月21日(土)木曽川文化会館尾西信金ホールとドリームセンター駐車場で第28回ほのぼのまつりを開催予定



## ②工夫を凝らした取り組みについて

- ・コロナ5類以降、各事業所の独自の催しやおまつり(ほのわかまつり等)については、感染防止に努めながらも少しずつ実施できるようになってきました。オンラインと集合形式のハイブリッド型の研修や催しも開催できるようになってきました。様々な工夫を凝らして、今までには無かったような心温かい催しも開催する力量が法人全体で高まってきています。
- ・この間に培ってきた様々な工夫については、今後、新型コロナウイルスが一定の収束をした場合においても、その有効性の研究を継続していくと良いと思われれます。

## ③たけのこまつりについて

- ・3月に江南拠点で「たけのこまつり」が開催されました。職員集団を中心に企画、準備を進め、仲間たち、保護者の方々、職員集団全体で、たけのこ作業所内で楽しめる内容で好評でした。

## 5. 関係団体との連携について

### ①外部関係団体について

- ・実践や運動や経営に携わる職員集団のレベルアップを目指し、又、障害福祉諸制度の拡充をめざす活動の協力協同も含めて、関係団体の諸活動に積極的に参加し、連携を進めてきました。とりわけ、「きょうされん」、「一宮市障害者自立支援協議会」には人員の派遣や会議、研修等への参加も含めて、積極的に関わってきました。
- ・法人又は事業所として加入している団体(社会福祉協議会、一般社団法人社会福祉経営全国会議、セルフ協、愛知県相談支援専門員協会、医療的ケアネット、尾張後見ネット等)について、研修案内等について適宜吟味して参加を進め、人員の派遣等も適宜進めてきました。

### ②内部関係団体について

- ・きそがわ福祉会内に事務局がある団体の内、障害者児を守る「ねっこの会」、「きそがわ福祉会を育てる会」に関しては、関係者全体で、きそがわ福祉会の歴史と共に当該団体の歴史を学びつつ、一人一人の実践や運動や経営面全般でのレベルアップのためにも可能な限り関与してきました。
- ・江南拠点の「たけのこ会」と一宮木曾川拠点の「ねっこの会」、「きそがわ福祉会を育てる会」とは、きそがわ福祉会とたけのこ福祉会の合併に伴い、諸活動の交流を進めていき、各々の団体の歴史に学び、発展していくように調整のための打ち合わせ会(通称:すり合わせ会議)を進めてきました。

### ③社会福祉連携推進法人について

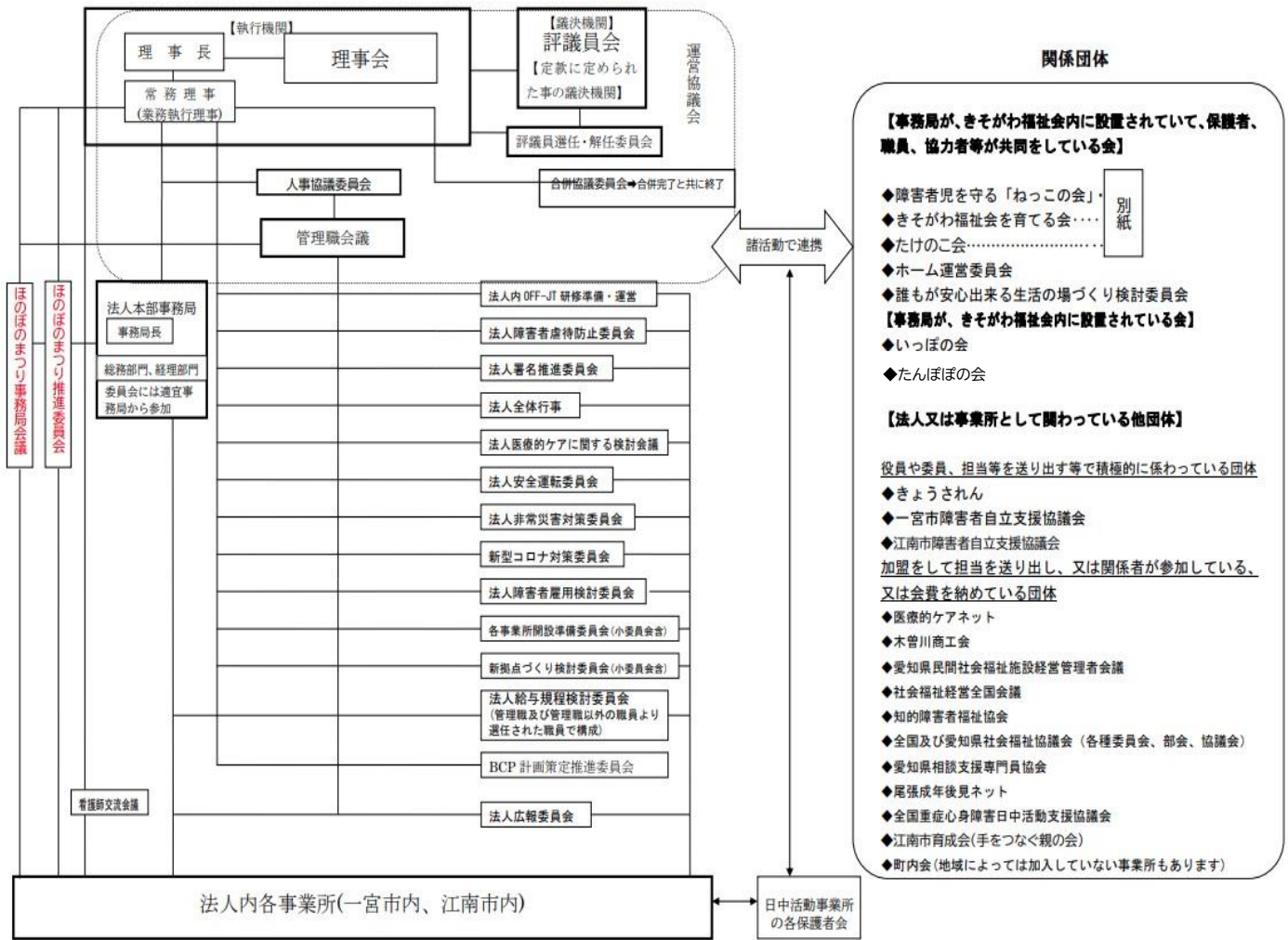
- ・2023年4月に施行された「社会福祉連携推進法人」制度については、一定の関心を保持しつつも、研究と具体化の取り組みを推進するには至りませんでした。今後において、理念の一定の共有が出来、発展に繋がると判断する団体間については、当該制度の下での連携についても研究、具体化を進めていきます。

## 6. 法人組織図、委員会等について

### ①組織図、委員会等について(直近の組織図は下図参照)

- ・法人合併に伴う追加、その他の新しい委員会等が追加と適宜削除となった委員会もありました。

きそがわ福祉会組織図及び関係団体関連図(2024.5～)



7. 職員研修計画のまとめについて

①研修の基本理念、個人研修計画について

・2023年度法人事業計画を基本に据えて、一人一人が個人研修計画を策定して、自分を高めていきつつ、職場の職員集団や法人全体がお互いに実践、運動、経営の各分野において高め合っていけるよう努めてきました。

②OJT、OFF-JT、SDSについて

・日常の職務を通じてのOJT※を基本としつつも、適宜開催されるzoom型研修会等への積極的参加を進める等、OFF-JT※やSDS※の機会も大切にしていくなかで、一人一人の職員がお互いに学び合える風土づくりに努めて来ました。

※の説明…『福祉の職場研修マニュアル』発行:全国社会福祉協議会より引用

- OJT▶オン・ザ・ジョブ・トレーニング：職務を通じての研修
- OFF-JT▶オフ・ザ・ジョブ・トレーニング：職務を離れての研修
- SDS▶セルフ・ディベロップメント・システム：自己啓発援助制度

④法人内 OFF-JT 年間計画について管理職会議等を中心に準備をして、以下のように進めてきました。

研修名	概要
新規職員研修 (通称:A研)	<p>◆新規正規職員オリエンテーション(春～夏頃までにわたり数回開催、下記の法人全体研修も位置付ける)</p> <p>◆法人内外の春に開催される関係団体総会には基本的に極力参加をする。</p> <p>◆第5土曜日の研修テーマの中に、新規正規職員と共に他の職員も共に参加して学び合うテーマも挿入する。</p>
拠点別研修 (通称:B研)	<p>◆法人内各拠点の実践、運動、経営面等の特徴、共通点、違い等を知り、日々の職場の業務に活かして行く。</p> <p>◆日常の職場とは異なる職員間のつながりを広めていく機会と位置付けて、限られた時間で有効な形で学び交流を進めていく。同時に、そのための要約力を身につけていく。</p> <p>◆その他のテーマも適宜設定していき、第5土曜日に実施する。</p> <p>・2021年度はドリームセンター→玉の井ホーム→北方ホーム・ぬくもりホーム</p> <p>・2022年度は、相談支援センター→往還南多機能センター①→往還南多機能センター②</p> <p>・2023年度は、きそがわ作業所→第二きそがわ作業所→たけのこ拠点の順で第5土曜日に実施された。</p> <p>・A研、C研、その他の研修と合同開催で進める形をとった。</p>
障害特性と障害福祉諸制度の研修 (通称:C研)	<p>◆障害特性について、障害者権利条約が示す「医学モデル」と「社会モデル」の両面から学ぶ。</p> <p>◆日常の職場とは異なる職員間のつながりを広めていく機会と位置付けて、限られた時間で有効な形で学び交流を進めていく。同時に、そのための要約力を身につけていく。</p> <p>◆その他のテーマも適宜設定していき、第5土曜日に実施する。</p> <p>◆下記の障害特性のこれまでの主なテーマや適宜新しいテーマも挿入して反復学習交流をしていく。 (発達障害、自閉症、強度行動障害、てんかん、脳性まひ、精神障害(疾病名ごとの場合もあり)、ダウン症、難病、高次脳機能障害、知的障害、重複障害等)</p> <p>◆A研、B研、その他の研修に組み込む形で開催した。</p>
責任者研修(通称:D研) 管理職研修(通称:E研)	<p>◆管理職会議で内容を検討して適宜実施。上記のA研、B研、C研との合同開催も含めて、第5土曜日に実施、又は関係団体が実施するOFF-JT研修も適宜位置付けていく。</p>
全職員研修(通称:F研)	<p>◆ここ3年間同様、全職員の会場参加型研修は見合わせて、上記のA～E研に、オンラインの良い部分を積極的に取り入れて広く参加者を呼びかける形をとった。</p> <p>◆障害者虐待防止(身体拘束の問題等)に関する研修について、全体又は各職場において年1回以上開催し、法人基本理念をより深めていく方向で学んでいくよう努めてきた。</p>

◆上記の内容を、2023年度の第5土曜日(7/29、9/30、3/30)に位置付けて取り組みました。(3/30については、年度末でもあり、職場の事情も加味された形態をとりました。)

◆従来実施していた平日の16時05分～17時00分での研修の実施は具体化には至りませんでした。新型コロナウイルスの収束状況も踏まえつつ、今後の実施も検討していけると良いと思われまます。